独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標の一部変更について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり変更し、平成26年３月３日に指示したので同項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 24 日

厚生労働大臣　田村　憲久

前文の〔国の戦略目標〕の２の①及び②を次のように改める。

①（目標）障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。

（指標）50人以上規模の企業で雇用される障害者数46.6万人（平成29年）

②（目標）福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。

（指標）ハローワークにおける就職件数（障害者）37万件（平成25～29年度の累計）

前文の〔国の戦略目標〕の２中③を削り、④を③とし、③を次のように改める。

③（目標）精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図る。また、採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じる。

（指標）精神障害者総合雇用支援終了後の復職率75％以上（平成29年度）

附　則

この中期目標の変更は、平成26年３月３日から施行する。

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ルフトハンザ日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月25日以降、同組合の組合員が従事するルフトハンザドイツ航空会社及びルフトハンザカーゴＡＧの全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 24 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ルフトハンザドイツ航空会社から、ルフトハンザ日本支社労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年３月25日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 24 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ルフトハンザカーゴＡＧから、ルフトハンザ日本支社労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成26年３月25日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 24 日

厚生労働大臣　田村　憲久

最低工賃の廃止決定に関する公示

愛知労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、愛知県婦人・子供服製造業最低工賃（平成13年愛知労働局最低工賃公示第２号）を平成26年３月23日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 26 年３月 24 日

愛知労働局長　新宅　友穂

国土交通

平成 26 年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、平成26年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

平成 26 年３月 24 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　実施期日　平成26年７月13日（日）

２　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

３　受験手数料　22,500円

４　受験手続

⑴　受験申請受付期間　平成26年４月７日(月)から平成26年５月23日（金）まで

⑵　受験申請の受付機関　公益財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号（03）3635局4881番
http://www.jeces.or.jp

⑶　受験申請方法　受験申請書は、４⑵の機関に書留郵便をもって送付すること。

ただし、この場合、申請受付終了日までの消印があるものに限り受け付ける。

５　受験票の送付　受験票は、４⑵の機関から直接受験者に送付する。

６　合格の発表　平成26年９月中旬に、本人に合格した旨を通知するとともに、４⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。

７　その他　受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合せは、４⑵の機関にて行う。

統　　計

平成 26 年１月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　　目	１　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	－28,128	－14,450	－16,458
（対前年同月比）	（　70.9）	（　76.1）	（　8.9）
貿易収支	－23,454	－10,474	－13,070
（対前年同月比）	（　79.4）	（　142.2）	（　3.2）
輸出	55,167	59,501	47,264
（対前年同月比）	（　16.7）	（　16.0）	（　7.8）
輸入	78,620	69,974	60,334
（対前年同月比）	（　30.3）	（　25.9）	（　6.8）
サービス収支	－4,674	－3,977	－3,389
（対前年同月比）	（　37.9）	（　2.5）	（　38.7）
第一次所得収支	13,374	8,843	12,310
（対前年同月比）	（　8.6）	（　24.1）	（　7.3）
第二次所得収支	－1,136	－779	664
（対前年同月比）	（　―）	（　－36.6）	（　―）
経常収支	－15,890	－6,386	－3,484
（対前年同月比）	（　356.1）	（　176.8）	（　－24.0）
資本移転等収支	－58	－105	－1,269
直接投資	11,538	17,956	7,780
証券投資	－62,549	13,216	－73,736
金融派生商品	5,461	2,941	9,925
その他投資	27,308	－52,480	49,430
外貨準備	3,521	506	1,680
金融収支	－14,720	－17,861	－4,922
誤差脱漏	1,227	－11,370	－169

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。